

ハートがたくさんの村づくり

差別のない、人への思いやりを大切にする、
明るい南阿蘇村をつくりましょう。



人権とはなんですか？

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。今回も、「セクハラ」についてお伝えします。



○セクハラ事例1

事件の概要

加工食品等の製造販売などを目的とする被告会社の「商品開発チーム」の飲食会が会社主催で開催され、原告(女性)を含むチームのメンバー17人と、会社の専務取締役A(男性)など4人の管理職が参加した。原告とAを含む4人は、その後三次会まで行き、午前一時頃、原告とAがタクシーに同乗し帰途について。

その車内で、Aは、原告の身体を押さえつけ、執ようにキスをしたほか、「エッチしよう」と言葉をかけるなどのセクハラ行為をした。タクシー下車後、原告は、直属の上司に電話でこのセクハラ行為を訴え、また、精神的ショックから欠勤するようになった。

原告は、被告会社では安全に勤務することができないと判断し、約半年後に退職し、A及び被告会社に対し、慰謝料などの損害賠償を請求した。

○判決の概要

Aのセクハラ行為は原告の性的決定権の人格権を侵害するものであるとして、Aの不法行為(民法709条)の成立を認めた。

また、被告会社についても、①一次会は被告会社の職務として開催されたこと、②二次会は一次会の最高責任者であるAの発案で、

一次会の参加者全員が参加していること、③Aは原告に対し三次会についてくるよう声をかけていること、④三次会に参加したのはいずれも会社の従業員であり、職務についての話がされていることなどから、Aのセクハラ行為は、会社の業務に近接して、その延長において、上司としての地位を利用したものであり、被告会社の職務と密接な関連性があり、事業の執行につき行われたというべきであるとして、使用者責任(民法715条)の成立を認めた。

※使用者責任

民法715条1項本文は、「ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。」と規定している。

この規定は、一般に、他人を使用して仕事をする者は、それだけ自己の活動範囲を拡張し、利益を収めているのであるから、その拡張した範囲において、その他人が第三者に対して生じさせた損害についても責任を負うべきだとの考えなどに基づくものと説明されてい

る。被害者が加害者と同じ使用者の下で働いている場合も、ここにいう「第三者」に含まれる。

使用者が責任を負うのは、被用者(加害者)の加害行為が「事業の執行について」のものである場合である。仕事を離れた全くのプライベートでの行為は含まれない。そこで、問題となった行為が使用者の事業の執行についてのものかが争われることがある。これも比較的広く解されており、事業自体に限定せず、これと密接に関係するような行為は含まれるとされる場合が少なくない。

会社や職場が主催する懇親会や忘年会は、多くの場合、「事業の執行について」に含まれることになる。二次会、三次会になると、具体的な事情によって異なり、プライベートという見方が妥当する事例もあるが、紹介した1の裁判例のように一次会の延長線上のものとして評価される事例も多いと思われる。

※来月もセクシャル・ハラスメントによる人権侵害について、お伝えします。

村民みんなで「ハートがたくさん村」をつくりましょう。